

尼崎市旅館業に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月15日

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市規則第40号

尼崎市旅館業に関する規則の一部を改正する規則

尼崎市旅館業に関する規則（平成21年尼崎市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第3条を削る。

第4条中「第5条第2号」を「第4条第2号」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「第6条第2号」を「第5条第2号」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第7条」を「第6条」に、「から第4条まで」を「及び第3条」に改め、「の各号」を削り、「当該各号」を「当該号」に改め、同条第1号中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「別表第3第1項第1号」を「別表第2第1項第1号」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「第9条」を「第8条」に改め、「営業許可証」の次に「（以下「営業許可証」という。）」を加え、同条を第7条とする。

第9条中「第10条第4号」を「第9条第4号」に、「又は」を「及び」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「第7条の」を削り、同条を第9条とする。

第11条第1項中「第4条の2第2号」を「第4条の2第3項第2号」に改め、同項第1号中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第2項を削り、同条を第10条とする。

第12条中「第15条第2項」を「第14条第2項」に、「行われなければ」を「行わなければ」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

別表第1第1項第7号を削り、同項第8号中「その床面積の16分の1以上の面積を有する」を削り、同号を同項第7号とし、同項第9号中「その床面積の8分の1以上の面積を有する有効な採光窓」を「十分な自然光線の採光上有効な窓」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「その床面から1メートルの高さにおいて200ルクス以上の」を「宿泊者の利用上及び安全衛生上必要な」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 寢室の床面積は、3平方メートル（寢台を置く場合にあっては、4平方メートル）に客室の定員数を乗じて得た面積以上であること。

別表第1第1項第11号及び第12号を削り、同表第2項中「ロビー及び」を「玄関広間等及び」に改め、同項第1号中「ロビーは」を「玄関広間等は」に改め、同号アを次のように改める。

- ア 2人用の寝具（幅員が1.4メートルを超えるものをいう。）が置かれている客室がある場合にあっては、宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さを有する玄関広間等が、玄関帳場（これに類する設備を含む。以下同じ。）に接続して設けられていること。

別表第1第2項第1号ウ中「床面から1.5メートルの高さにおいて150ルクス以上の」を「宿泊者の利用上及び安全衛生上必要な」に改め、同項第2号中「玄関帳場」の次に「を設ける場合にあって」を加え、同号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同号にウとして次のように加える。

- ウ 宿泊しようとする者との面接その他宿泊の受付の事務に支障が生じない形状の受付台を設けること。

別表第1第2項第2号エを削り、同号オ中「床面から1.5メートルの高さにおいて150ルクス以上の」を「宿泊者等との面接に適した」に改め、同号オを同号エとし、同号カを削り、同項に次の1号を加える。

- (3) 玄関帳場を設けない場合にあっては、営業者自らが設置したビデオカメラその他の常時鮮明な映像により宿泊者の確認及び宿泊者

等の出入りの状況の確認を行うことができる設備が設けられていること。

別表第1第3項第2号中「床面積の20分の1以上の面積を有する」を削り、同項第3号中「床面から1メートルの高さにおいて50ルクス以上の」を「宿泊者の利用上及び安全衛生上必要な」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 清潔で衛生上支障がない構造であること。

別表第1第3項第5号及び第6号を削り、同項第7号中「浴室」の次に「又はシャワー室」を加え、「第1号から第3号まで及び第5号」を「前各号」に改め、同号中ア及びイを削り、ウをアとし、エをイとし、オをウとし、同号を同項第5号とし、同表第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「次に定める構造設備を有する」を「宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の給水栓を有する」に改め、同号ア及びイを削り、同号を同項第3号とし、同表第5項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) やむを得ない場合を除き、水洗式であること。

(2) 水洗式でない便所を設ける場合にあっては、次に定める構造設備を有するものであること。

ア 便槽は、不浸透性の材料で作られ、便器の開口部を除き密閉することができるものであること。

イ 便槽には、機械換気設備（排気専用のものに限る。）が設けられていること。

別表第1第5項第6号を削り、同項第5号中「床面から1メートルの高さにおいて50ルクス以上の」を「宿泊者の利用上及び安全衛生上必要な」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「あっては、」の次に「宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 大便器が1個以上設けられていること。

別表第1第5項第7号中「次に定める構造設備を有する」を「宿泊者

の需要を満たすことができる適当な数の便器を有する」に改め、同号アからウまでを削り、同表第6項を次のように改める。

6 調理室及び食堂の構造設備の基準	調理室又は食堂を設ける場合にあっては、宿泊者の需要を満たすことができる広さを確保していること。
-------------------	---

別表第2を削る。

別表第3第1項第1号中「第6号まで及び第8号から第10号」を「第9号」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 寝室の床面積は、2.25平方メートルに客室の定員数を乗じて得た面積以上であること。
- (3) 階層式寝台を設ける場合にあっては、2層のものであり、かつ、上段の上方には、おおむね1メートル以上の空間があること。

別表第3第1項に次の1号を加える。

- (4) 上段又は天井及び3面以上の側壁により囲まれた空間を有する階層式寝台を設ける場合にあっては、当該空間の内側に照明設備を有し、かつ、衛生的な空気環境を保持することができる構造であること。

別表第3第2項中「別表第1第3項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる基準」を「別表第1第3項各号に掲げる基準（浴室に関するものに限る。）」に改め、同表第4項中「別表第1第5項第1号から第5号まで及び第7号並びに別表第2第5項第2号から第4号まで」を「別表第1第5項各号」に改め、同表第5項中「別表第1第6項各号」を「別表第1第6項」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4第1項第1号中「第8号から第10号まで並びに別表第2第1項第3号イ」を「第7号から第9号まで」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「は、寝具1個当たり」を「の床面積は、」に、「以上の床面積を有するもの」を「に客室の定員数を乗じて得た面積以上」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号及び第6号を削り、同表第2項中「別表第1第3項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる基準」を「別表第1第3項各号に掲げる基準（浴室に

関するものに限る。）」に改め、同表第4項中「別表第2第5項各号」を「別表第1第5項各号」に改め、同表第5項を次のように改める。

5 調理室及び自炊場の構造設備の基準	調理室又は自炊場を設ける場合にあっては、宿泊者の需要を満たすことができる広さを確保していること。
--------------------	--

別表第4を別表第3とする。

付 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。